**【声明】**

**国は、相次ぐ生活保護減額処分取り消し判決を重く受け止め、判決に従い、減額した保護費を支払い、保護世帯を救済せよ**

**2022年10月19日**

**全国生活と健康を守る会連合会**

**会　　長　　吉田　松雄**

**東京都新宿区新宿5-12-15**

**ＫＡＴＯビル3階**

**TEL　03（3354）7431**

**FAX　03（3354）7435**

**横浜地方裁判所は10月19日、神奈川県内の生活保護利用者48人（提訴時）が、国が2013年10月から３年間行った生活保護減額は、生存権を保障した憲法25条に反するとして減額処分取り消しと賠償を求めた「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、生活保護法に反するとして、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。**

**同訴訟の地裁判決は13件目で、取り消しは大阪地裁、熊本地裁、東京地裁に次ぐ4件目です。全国29都道府県の1000人近い原告がたたかっている「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」に、大きな激励となるものです。**

**判決は、「ゆがみ調整」については厚生労働大臣の裁量権の逸脱・乱用はないとしたものの、「デフレ調整」については、特異な物価上昇が起こった2008年を起点としたこと、独自の生活扶助ＣＰＩを使用し、物価下落率を大きく算定した厚生労働大臣の判断は、専門的知見や分析、検証を行うことが必要であり、これを経ずにデフレ調整を行った厚生労働大臣の判断の過程および手続きに瑕疵があるとして、生活保護法違反と認定しています。**

**全生連は、国に対し、相次ぐ生活保護減額取り消しの判決を重く受け止め、処分の違法を認めて控訴を断念して判決を確定させ、直ちに減額処分を受けたすべての世帯に減額した保護費を支払うことを強く要求します。**

**全生連は、13年からの保護減額処分の取り消しを求め、全国１万人審査請求運動などに取り組み、裁判をたたかってきました。引き続き裁判勝利のために奮闘するものです。あわせて、岸田政権が進める新自由主義による社会保障削減路線を転換させるために奮闘するものです。**

**以　上**